

# 医療保険制度と薬の使い方

薬局薬剤師の『薬担当者の小嘶』として  
医薬品の開発や薬の使い方を医療関係者の視点から情報をお伝えします

## 用法・用量を守って正しくお使い下さい

テレビCM等でもよく耳にするこの言葉ですが、みなさんは薬を**正しく使用**することを意識しているでしょうか？

この薬は使うと調子がいいからもう少し使ってみようとか、知り合いから「いい薬だから使ってみなさいよ」と譲り受けたりしていないでしょうか。

## 医療保険制度とルール

保険医療機関の診察・検査・リハビリや薬局で保険調剤を受ける際には、国の医療保険制度で定められている保険を使用する事ができます。保険証や医療証などで保険を受ける資格があることを証明することで、窓口では医療費の一部または全部を支払うことなく、医療を受けることが出来ます。

ですが、保険による医療を受けるためには厳格なルールが存在することはご存知でしょうか。医療機関において特定の検査や処置、薬に対して**保険が適用されるにはそのルールに従っていないければいけません。**

例えば薬を処方する際に「**診断病名・用法・用量**」が薬の説明書(添付文書)に従っている場合に**保険が適用**されます。ひとつでも外れたものがあれば**保険給付**を受けることが出来なくなる可能性があります。

- ・ 診断病名が効能・効果の対象
- ・ 使用する一回量や一日量
- ・ 使用する時間帯や回数

この3点が特に重要！！



薬の説明書(添付文書)に記載されている内容の一部

作成または改訂年月	薬効・分類	承認番号等
取り扱い上の注意	製品名 一般名	
<b>警告</b>	薬物動態	
<b>禁忌</b>	臨床成績	
組成・性状	薬効薬理	
<b>効能・効果</b>	有効成分に関する理化学的知見	
<b>用法用量</b>	主要文献	
使用上の注意	製品情報問い合わせ先	

## 用法・用量に治験が必要

薬の説明書で決められている使い方は治験のデータを基に決定されます。治験というと薬の危険性を判断するためのものというイメージをもっている方もいるかもしれませんが、一日何回飲むのか？食前食後は？何ミリグラム服用するか？などの様々な使い方をしたデータも収集しており、量や回数を決定する上でも欠かせないものです。**使用する人により効果が期待でき、また安全性を確保できる量を探り当てていきます。**

保険適用の可否というのは国の補償の可否とも言えます。有効性と安全性が認められた使用方法であるから安心して使用することが出来るのです。



「高血圧症」などの病名が記載

「1日〇回」「食後」「就寝前」「1回〇錠」などの飲み方が記載

なかよし薬局では、地域貢献型の医療を目指して一緒に仕事をしてくれる薬剤師を募集しています！  
詳しくは下記連絡先まで！

株式会社イノベーションオブメディカルサービス 厚木支社 (採用担当) 電話 : 046-220-1171  
電子メール : recruit@ims-inc.co.jp

Writer: Anzawa Directed by: Matsuoka

